

# 特記仕様書

## 第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部) 令和2年10月改定」1-1-1-2 第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものである。

## 第2条 主任技術者及び監理技術者の資格

本工事の主任技術者または監理技術者については、「建設工事における技術者制度」等を準拠するものとする。

## 第3条 安全管理

工事期間中は、安全管理要員等を配置し、工事区域地内全般の巡視、点検、連絡調整等を行い安全確保に努めなければならない。

## 第4条 安全教育・訓練等の実施

- 1 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に工事現場に即した安全教育・訓練等を「安全教育・訓練等の実施要領」により、月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
- 2 実施項目について「土木工事共通仕様書(富山県土木部)」1-1-1-5 施工計画書の記載事項として「(9)安全管理」に含め、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。
- 3 安全教育・訓練等の実施については、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

## 第5条 保険の付加及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任を持って適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約後1ヶ月以内(共済証紙を追加購入した時は工事完成時)に発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、賠償責任保険に加入するよう努めなければならない。

## 第6条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合、正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等日頃より雇用をしている現場労働者の賃金時間管理を適切に行うものとする。

- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### **第7条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間**

- 1 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
  - ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ②工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
  - ④上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
2. 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

#### **第8条 主任技術者及び監理技術者の専任を要しない期間**

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
- 2 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨を受注者に通知した日とする。

#### **第9条 下請関係の適正化**

本工事を下請けに付す場合には、「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止について」を遵守すること。

#### **第10条 地場産品の優先使用**

本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

#### **第11条 不採用調書の提出**

受注者は、工事の施工に関する下請契約において県内企業を採用しない場合及び工事で使用する建設資材について県内地場産品を採用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

#### **第12条 工程関係**

輻輳する工事等がある場合は調整を十分に行うこと。

#### **第13条 仮設工事**

本工事の施工にあたり、仮設水路等(水替え含む)が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

なお、その仮設工事に係る費用は受注者の負担によるものとし、灌水期を避けること。

#### 第14条 測量関係

1 本工事の測量については、受注者において直ちに実施し、工事施工前に監督員の確認を受けること。

2 オーバーレイの施工区間においては、施工前にひび割れ率を調査するものとする。また、その際に著しいクラックや穴等があった場合は、その処置について監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

なお、施工前に行う舗装面のひび割れ測定方法は、社団法人日本道路協会発行の「S029 舗装路面のひび割れ測定方法」(舗装調査・試験法便覧 平成19年6月)に準拠することとする。

3 本工事の施工にあたり、受注者は現地調査し設計と異なっていた場合は、工法について監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

#### 第15条 コンクリート配合

使用目的別の配合諸元は次表のとおりとする。

番号	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m <sup>3</sup> )	セメントの 種類	使用目的
1	18	8	25	65以下	—	B・B	調整コンクリート
2	18	8	40	65以下	—	B・B	基礎コンクリート
3	18	8	40	60以下	—	B・B	集水桝

#### 第16条 コンクリート水セメント比

コンクリートの水セメント比は、上記第15条を遵守すること。指定した呼び強度に対して、水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

#### 第17条 再生材の利用(基礎碎石及び裏込材)

基礎碎石及び裏込材には再生クラッシュランを使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」に基づくものとする。

なお、再生クラッシュランの入手が困難な場合は監督員と協議のうえ、新材に変更できるものとするが、変更の対象とはしないものとする。

#### 第18条 公共工事における富山県認定リサイクル製品の利用

本工事で使用する下記の品目については、公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針において優先利用グループに区分されている製品を利用するものとする。

なお、同等の用途・規格を有する製品が積極利用グループにある場合にあっては、その製品も利用可能である。

ただし、優先利用グループに区分されている製品の入手が困難な場合は、監督員との協議のうえ、通常製品(新材で製造された製品)やその他のグループ区分に設定されているリサイクル製品へ変更できるものとする。

工 種	品目 (名称)	規 格
カルバート工	BOX カルバート	600×600、1000×1000 ほか
排水構造物工	自由勾配側溝	300×300、300×500 ほか

※公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針に基づくグループ区分一覧は、富山県ホームページを参照すること。

URL : [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1510/kj00004091-003-01.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004091-003-01.html)

### 第 19 条 再生材の利用(下層路盤材)

下層路盤材には再生クラッシュランを使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」に基づくものとし、修正 C B R は 30 以上とする。

なお、再生クラッシュランの入手が困難な場合は監督員と協議のうえ、新材に変更できるものとするが、変更の対象とはしないものとする。

### 第 20 条 アスファルト混合物

受注者は本工事に使用するアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。

なお、再生材入りアスファルト混合物の入手が困難な場合は監督員と協議のうえ、再生材の混入しないアスファルト混合物(バージン材)に変更できるものとするが、変更の対象とはしないものとする。

### 第 21 条 鉄筋コンクリート用棒鋼

JIS 製品以外のもを使用する場合、ミルシートによる監督員の事前審査が必要のほか「JIS 製品と同等以上の品質を有するもの」の保証として、信頼できる試験機関が実施した引張試験及び曲げ試験により確認しなければならない。

なお、この試験報告書が添付されない製品を使用する場合は、信頼できる試験機関に引張試験及び曲げ試験を依頼し、JIS 製品と同等以上の品質を有することを確認のうえ使用しなければならない。

### 第 22 条 建設発生土

建設発生土については、公共残土仮置場へ搬入すること。

### 第 23 条 建設リサイクル法の対象建設工事

- 1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)の対象建設工事である。
- 2 建設リサイクル法第 12 条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明すること。
  - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

3 本工事における特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材)の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者との間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した下記の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としないものとする。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容		分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び再資源化施設の場所

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化施設の場所	運搬距離
アスファルト塊	砺波市太田 中越砂利鋳業(株)	L=1.6km 以下
コンクリート塊(無筋)	砺波市太田 中越砂利鋳業(株)	L=1.5km 以下
コンクリート塊(有筋)	砺波市太田 中越砂利鋳業(株)	L=1.5km 以下

※上記②については積算上の明示条件であり、再資源化施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としないものとする。ただし、施設の受入れが困難な場合等、受注者の責によるものではない事項については、この限りではない。

4 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了した時は、建設リサイクル法第18条に基づき、下記の事項を書面に記載し、監督員に報告すること。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(富山県土木部)」(平成14年6月)に定めた様式1[再生資源利用計画書(実施書)]及び、様式2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

5 受注者は、再資源化施設において適正に処分されている事が確認できる書類(マニフェスト等)を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

**第24条 産業廃棄物の適正処分**

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め受注者自らの責任において適正に処理しなければならない。

## 第 25 条 六価クロム溶出試験

本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書等)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

### ①六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

地盤改良工路床安定処理工法・・・配合設計段階 1 検体、施工後段階 1 検体 合計 2 検体

## 第 26 条 公害防止

土砂等の搬出等の路面汚損防止に努めるものとし、路面が汚れた場合には速やかに清掃を行うものとする。

## 第 27 条 コリンス(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という)を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から閉庁日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、閉庁日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額が 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が、閉庁日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

## 第 28 条 工事書類の簡素化の試行について

1 試行は、別添「工事書類簡素化一覧表(案)」に基づき、実施するものとする。

また、工事打合簿、工事段階確認申出書、工事中間検査申出書、工事履行報告書の書類提出については、電子メールにて提出できるものとする。

2 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

## 第 29 条 ワンデーレスポンス試行工事

1 この工事は、「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き(平成 22 年 3 月 富山県土木部)」を参考にして、「基本的にその日のうちに速やかに回答する」「現場を待たせない」等、現場の問題発生に対する行動の迅速化に取り組む、ワンデーレスポンス試行工事である。

2 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握し、綿密な工程管理に努めるものとする。

3 受注者は、工事施工中において協議事項が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を

整理のうえ、速やかに監督員と協議するものとする。

### 第30条 安全対策

1 本工事において、交通誘導員を2名配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

なお、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合は、別途協議により変更する。

2 工事の施工にあたっては、事前に地権者及び地元代表者等と協議を行い、その対策等の内容を施工計画書等にて監督員へ随時報告すること。

### 第31条 設計数量

本工事の設計数量は概数であるため、現地調査を十分行い、その結果を監督員に協議書及び施工図面等により報告すること。

### 第32条 1日未満で完了する作業の積算

1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算規準」という。）は、変更積算のみに適応する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算と実際の施工にかかった費用に乖離があった場合に、1日未満積算規準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種の作業との組み合わせで1日以上となる場合には、1日未満積算規準は適用しない。

4 受注者は協議に当たって、1日未満積算規準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料として日報（施工内容・施工数量・作業時間を記入したもの）と実際の費用がわかる資料等を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算規準との乖離が確認場合には、1日未満積算規準は適用しない。

### 第33条 舗装切断時に発生する排水の処理

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理表（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。

### 第34条 その他

1 工事の施工にあたり、民間の物件移転工事がある場合には、その移転工事との調整を受注者の責任において十分行うこと。

2 工事の施工にあたり、関係機関及び住民等との調整を十分に行うこと。

3 路床の改良に先立ち、配合試験を実施し、その結果を監督員に報告すること。

4 本工事区間は砺波北部小学校と近接しており、小学生の通学路となっていることから、安全

対策を十分に行うこと。

- 5 沿道企業等に損益を与えないよう、進入路を常時確保すること。(工程・施工方法の工夫)
- 6 水替えや交通誘導等の安全対策を必要に応じ実施するものとし、それに係る費用は受注者の負担とする。
- 7 休耕に伴う補償費は、請負者から耕作者へ支払うものとし、休耕面積の増加に伴う費用については受注者の負担とする。
- 8 請負契約期間中の道路除雪においては、受注者の責において実施すること。
- 9 打ち合わせた事項については書面にて記録し、工事完成時に監督員に提出すること。
- 10 その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と書面にて協議し、決定するものとする。



## 工事書類の簡素化一覧表(案)

### ①電子メールによる提出を可とする書類(1MB 以内)

工事履行報告書 注) 中間前払金の請求時には書面押印にて提出する。	※1 「添付ファイルにて送信」、または「メール本文にて送信」することができる。
工事段階確認申出書	
工事中間検査申出書	
工事打合簿	
変更施工計画書	「添付ファイルにて送信」することができる。
再生資源利用計画書(実施書) 再生資源利用促進計画書(実施書) のフロッピーディスク	
段階確認の立会写真	
中間検査の立会い写真	

※1

「添付ファイルにて送信」

- ・発注者は「添付ファイル」と「メール受信画面(送信者、送信日時入り)」を回議

「メール本文にて送信」

- ・発注者は、「メール受信画面(送信者、送信日時入り)」を回議
- ・受注者は、「電子メール本文用様式」のテキスト文章を、メール本文に漏れなく貼付けて利用すること。「電子メール本文用様式」は、建設技術企画課 HP「工事書類の簡素化の試行について」または「富山県土木工事で使用する書類」内の関連リンクよりダウンロード。

【その他】

- ・押印を必要としない監督員宛のその他書類については、電子メール添付を活用してもよい。

### ②改めて提出を要しない書類

中間検査 出来形管理図	※2 中間検査時に提出した出来形管理図は、改めて提出を要しない。 ただし、完成時までには、出来形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------

※2 中間検査済み管理図については、完成時の管理図目次等に「中間検査参照」と記載。

### ③提出を要しない書類

工期や数量だけの変更等、軽微な場合の変更施工計画書
---------------------------